

第27回 総会議事録

日 時 令和4年7月13日(水) 13時15分

場 所 山形市庁舎 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	第3ブロック長
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鍵水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
欠	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第27回総会（定例）

日 時：令和4年7月13日（水）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

第27回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第120号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第121号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第122号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の
指定について

議第123号 山形農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

(8) 農地法第4条届出書受理通知書の返戻について

(9) 山形市農業委員会農地事務取扱要領の訂正について

6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和4年8月12日（金）
- (2) 次回の委員調査について 令和4年8月 9日（火）
- (3) 農地パトロール説明会について 令和4年7月26日（火）
午後3時30分～ 市庁舎11階 大会議室

7 その他

8 閉 会

第27回総会議事録

(令和4年7月13日(水) 市庁舎7階 701AB会議室)

出席委員 23名
欠席委員 1名
開 会 午後1時15分

事務局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、21番森田委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数23名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は農地利用最適化推進委員の第1ブロックより岡崎良一委員、第2ブロックより佐藤光作委員、第3ブロックより池野伸幸委員が出席しております。第4ブロックの柏倉傳右工門委員は怪我のため欠席の連絡がありました。山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、15番新関委員、16番金子委員をお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第120号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。</p> <p>議第120号農地法第3条の規定による許可申請について、2ページの30号から4ページの41号まで12件です。</p> <p>なお、事前に送付した議案に36号の記載がありました。申請内容を精査し、申請書と相談の上、本日の総会で審議しないこととなりましたので、3ページの説明の際は差替え資料2をご覧ください。よろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>石川委員</p>	<p>はじめに、2ページからお願いします。</p> <p>30号は、楯山地区青柳の田99㎡について、隣接地を買受け、水稻を栽培します。</p> <p>31号は、大郷地区七十刈の田2,751㎡について、現在、賃借をしている農地の買受で、水稻を栽培します。</p> <p>32号は、金井地区吉野宿の畑1,857㎡について、所有権移転による経営拡張で、蔬菜栽培を行います。</p> <p>33号は、本沢地区長谷堂の畑275㎡について、隣接地を買受け、ナス・キュウリ等を栽培します。</p> <p>34号と35号は、譲受人が、蔵王地区蔵王上野の現況畑計3,370㎡を譲受け、新規就農の案件です。</p> <p>委員調査をお願いしています。</p> <p>37号は、金井地区陣場新田の田3,000㎡について、所有権移転による経営拡張です。市外の方が主たる耕作者となるため、委員調査をお願いしています。</p> <p>38号は、飯塚地区飯塚町の畑173㎡について、地籍調査により財務局所有と判明した隣接農地を借り受け、自家用野菜を栽培します。</p> <p>39号は、南沼原地区中沼の畑1,478㎡について、山形農協の野菜ハウス団地で新規就農の案件で、委員調査をお願いします。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>40号は、同じく、南沼原地区中沼1,488㎡の畑について、山形農協の野菜ハウス団地で新規就農の案件で、委員調査をお願いします。</p> <p>41号は、出羽地区七浦の畑4,705㎡について、同居の親から使用貸借し、独立して新規就農するもので、トマト、イチゴを栽培予定です。委員調査をお願いしています。</p> <p>以上の11件につきまして、許可相当と考えております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>はじめに、34号・35号について2番石川委員から報告をお願いします。</p> <p>2番石川です。34号・35号について報告させていただきます。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権移転であります。新規就農案件であります。譲受人は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん■■■■歳です。農業従事日数は200日、現在は会社員とのことです。申請人は実家の農業の手伝いをしていたため、農業への思い入れがあり、現在の仕事を続けながら農業もしていきたいと思っていました。そうしたところ母の実家が耕作している近くの申請地を購入してはどうかとの話が出たそうです。作物は蔵王カボチャ、枝豆、大根、ブルーベリーを植えたいとのことです。農機具は草刈り機とトラクターを利用組合から借りる</p>
------------------------	--

<p>議長</p>	<p>とのこと。売買価格は10a当たり●●●●円、総額●●●●円が34号、35号は10aあたり●●●●円、総額は●●●●円です。通作距離は●●●●で●●●●です。譲渡人は34号が●●●●の●●●●さん●●●●歳。35号は●●●●の●●●●さん●●●●歳で、お二人とも高齢による経営縮小です。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>石川委員</p>	<p>次に37号について2番石川委員より報告をお願いします。</p> <p>2番石川です。37号につきまして報告いたします。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権移転。市外居住者の取得になります。譲受人は●●●●の●●●●歳、持ち分は1/2。農業従事日数は160日で農業兼会社役員です。もう一人は●●●●さん●●●●歳。農業従事日数は50日、職業は会社役員です。持ち分1/2です。この農地は以前、●●●●さんの●●●●が所有していましたが、それを譲り受けたのが譲渡人の●●●●さん●●●●歳です。平成30年に農地法第3条の許可を受けております。しかし、高齢にもなり耕作が維持できなくなったことから、以前の所有者に話をしたものの、●●●●さんの●●●●も高齢であるため、●●●●さんと●●●●さん名義で今回譲り受けるものです。譲渡人の方は高齢による経営縮小となります。使用目的は水稻です。農機具については耕運機と軽トラックが1台ずつ。トラクター、田植え機、コンバインがリースで1台ずつあります。売買価格は、10a当たり、●●●●円、総額●●●●円。通作距離は●●●●で●●●●です。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>議長</p> <p>高橋委員</p>	<p>次に39号・40号案件について、3番高橋委員より報告をお願いします。</p> <p>3番高橋です。39号・40号について報告させていただきます。先ほど事務局よりありました野菜ハウス団地を借り受ける案件です。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定、新規就農案件になります。まず39号の案件についてですが、借受人は●●●●の●●●●さん●●●●歳です。農業従事日数は270日だそうです。家族につきましては●●●●これは同居していないそうですが、●●●●歳270日従事。毎日手伝いをしているという状況です。●●●●歳が60日従事。●●●●が●●●●ということだそうです。実際は4月1日から、きゅうりを栽培しているとのこと、現地を確認しましたが、かなり良好で手入れが行き届いているようでした。農機具の所有状況でございますが、動噴を1台所有しているとのこと。あとはリースということでした。青果物を何で運ぶのか聞いたところ乗用車で運ぶとのこと</p>

	<p>した。青果場が近いのでそのような対応をしているとのことでした。通作距離は■■■■だそうです。現場を見ても頑張っているかと確認できましたので、許可相当と判断いたしました。</p> <p>次に40号についてです。借受人は■■■■の■■■■さん■■歳です。農業従事日数は270日ということだそうです。世帯の状況ですが、1人でほとんどやっているとのことでした。■■■がたまに手伝いに来てくれるとのことでした。栽培作物は、「きゅうり」ということです。農機具の所有状況ですが、軽トラックが1台、あと動噴もあるということでした。残りは先ほどと同じでリースとのことでした。通作距離については■■■■とのことでした。現場については1人でやっているのでも手が回っていないところもありましたが、農作業の意欲も高いことから、調査の結果、許可相当と判断した次第です。以上です。</p>
議長	次に41号案件について、2番石川委員より報告をお願いします
石川委員	<p>2番石川です。41号につきまして報告いたします。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利は使用貸借権の設定、新規就農の案件になります。借受人は■■■■の■■■■さん■■歳です。貸し人は同じ住所の■■■■さん■■歳です。■■■の■■■さんは田9, 266㎡、畑4, 987㎡を経営しておりますが、この度ハウスのある畑であります申請地を借りまして、トマトとイチゴの栽培で独自経営を始めるものであります。■■■さんの農業従事日数は300日とのことでした。世帯状況としては、■■■が300日、■■■が300日です。現在ハウスが13棟ありまして、内1棟がイチゴ栽培のものです。イチゴについては今年度助成金を利用して養液栽培を始めるとのことです。農機具の所有状況ですが、軽トラック1台、■■■からトラクター、田植え機、コンバイン等をリースする予定です。通作距離は■■■■です。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。
丸子委員	9番丸子です。41号について、親元就農者が新規就農扱いになるには、なにか条件があるのか。お聞きしたい。
事務局	事務局よりお答えします。元々の栽培形態とは違う形態を取ることでの、新規就農と解釈しています。
丸子委員	9番丸子です。親元就農でも問題ないように思えるが、なにか変わった状態になったものかと思った。
草薙委員	8番草薙です。今回の案件は農地法3条の許可に関する案件であ

	<p>るので、新規就農が良いのか親元就農が良いのかは別の様な気が します。そのようなことは農政委員会の中で話し合われるべきでは ないのか。この総会では農地法に照らして許可できるかどうかであ って、就農形態の有無は3条許可に関係はないように思う。</p> <p>(丸子委員、了承)</p>
議 長	他にありませんか。
森田委員	きゅうり団地の案件ですが、説明では4月からとあったが、申請 が遅れた理由は何か。
事務局	農協の指導を受けてきゅうり団地で栽培を行っていたのですが、 間に入って農協が指導していたわけですが、書類の方の手続きが遅 れてしまったとのこと。
推名委員	申請自体が遅れるのは悪意がなかったのは分かりましたが、申請 についても農協さんということで、遅れた点については事務局とし てはどのような指導をしたのか。
事務局	農協としては円滑化事業として円滑化団体としてすぐにやるべき ではなかったのかと指摘をさせていただきました。農協としてはす ぐ改善したいと考えているとのこと。
	(丸子委員、了承)
議 長	その他ありませんか。 無いようですのでお諮りします。 議第120号について、許可することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第120号農地法第3条の規定による許 可申請について、許可することに決めます。
議 長	次に進みます。 議第121号農地法第5条の規定による許可申請について、上程 します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書の5ページ、議第121号農地法第5条の規定による許可 申請についてをお願いします。 案件は6ページの3件で、位置図、配置図は7ページからになり ます。

	<p>7ページをお願いします。</p> <p>11号は、[]の[]ほどに位置する、楯山地区上柳の畑500㎡で、2種農地と判断されます。一般県道東山七浦線道路改良事業に伴い、移転が必要になったことから、当該農地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>12号は、[]の[]ほどに位置する、千歳地区長町の畑に敷地拡張して駐車場の申請です。委員調査をお願いしています。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>13号の申請地は、[]の[]ほどに位置する、出羽地区漆山の畑に建築条件付売買予定地の申請です。委員調査をお願いしています。</p> <p>以上の3件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>12号について3番高橋委員から報告をお願いします。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>3番高橋です。12号の申請地につきましては、議案書記載のとおりです。申請人については[]さんです。申請理由としましては、敷地拡張して駐車場にするものであります。権利の種類は所有権移転です。申請人は申請の近隣で[]を営んでおりますが、場所は申請地の北側であります。敷地内の従業員と社有車の駐車場が手狭であるということで、近隣で探した結果、今回の申請地に承諾が得られたため、駐車場にするものです。第一種農地ですが、敷地面積の1/2以内で敷地拡張の要件を満たしていますし、他に代わる適当な農地もないということで、止むを得ないのではないかとのことになりました。被害防除計画につきましては、汚水・生活雑排水については出ない、雨水は地下浸透とのことでした。開発許可は不要、改良区からは最上川中流土地改良区の意見書を附しております。車の台数ですが、[]は[]で[]も[]いるということで、[]が[]おり毎朝朝礼があり、それになると駐車スペースがなくなるとのことでした。現在では社屋と倉庫の間に車を止めているが、倉庫に大型車で荷物を下ろす時には、その車を移動しなければならないそうです。交差点で交通量も多いことから交通事故等には十分注意するよう話をさせていただきました。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p> <p>石川委員</p>	<p>次に13号について石川委員より報告をお願いします。</p> <p>2番石川です。13号の申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。申請人は[]の[]</p>

議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 1号について3番高橋委員から報告をお願いします。</p>
高 橋 委 員	<p>3番高橋です。1号について、申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。適用条件につきましては空き家に付随する農地ということになります。所有者は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。[REDACTED]に申請地を宅地とともに相続いたしました。すでに市外に世帯を構えておりまして、実家を引き継ぐことも困難であり、売却を希望しております。将来的に遊休化する農地ということになっております。この度申請人が宅地とともに売却を希望して、空き家バンクに登録したため、空き家に付随する農地ということで申請したものであります。現況は遊休化している状態であります。[REDACTED]は[REDACTED]が走っておりまして、線路側からは農地に入ることはできず、現在空き家になっているところからしか申請地には入れない状態です。従って申請地はこの空き家に付随する農地とする以外ない状態ですので、指定することが適当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。 議第122号について、指定することに異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、第122号農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について、指定することに意見を決めます。次に進みます。議第123号山形農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。 議案書の12ページ、議第123号山形農業振興地域整備計画の変更についてをお願いします。 計画内容は13ページの農用地区域からの除外4件です。 14ページをお願いします。 1号案件は、計画場所に隣接する[REDACTED]の来客が多く駐車スペースが不足していることから駐車場を拡張するため、蔵王地区表蔵王の田1,714㎡をから除外するものです。 15ページをお願いします。 2号案件は、将来、実家の農業を手伝いや、子育ての支援を受けるため実家近くに住宅建築したいと考えた計画者が、当該農地を選定し、農家分家住宅を建築するため、金井地区内表の畑200㎡を除</p>

ら対応いただいたところ、隣接農地の耕作者に説明していなかったことが判明し、農地利用の調整の結果、取り下げ予定となっています。

35ページをお願いします。

農地改良完了報告書の受理について

内容は36ページの4件です。

37ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可については

内容は38ページの5件について許可証を交付しております。

なお、5月、6月の定例総会の審議を経て許可の判断をいただいた、XXXXXXXXXXについては7月1日付で許可証を交付しておりますが、事業所において工事完了後も崩落等の不安があるという声が農業委員に寄せられているということでしたので、県にも対応を相談してまいりました。

運営委員会において、工事完了後に農地でなくなることから、法令上の効力をもつ許可の条件に付することはできないことを報告、協議頂きました。

対応として、地区や農業する方々から農業委員に意見が寄せられていることを事業者にも文書で伝え、事業者の責任において、引き続き土砂流出や崩落防止の対策、施設の管理を行うよう書面で通知予定です。

39ページをお願いします。

農地法第4条届出書受理通知書の返戻については

内容は40ページの1件について、転用計画変更を理由に受理通知書の返戻を受けております。

最後に次第の5 報告(9)についてですが、農地証明について、様式の定めはあったものの、取り扱いについて規定がなかったことから、農地事務取扱要領を見直しにあたって、運営委員会で「議事」とするか「報告事項」とするか協議いただき「報告事項」とすべきと判断されたので、資料を追加しております。

追加資料と記載の議案書41ページ、山形市農業委員会農地事務取扱要領の訂正についてをご覧ください。

42ページをお願いします。

改正前の第16(非農地証明)についてタイトルを(非農地証明及び農地証明)に訂正するとともに、下線部「また、農地法第2条に定める農地(耕作の目的に供される農地)であるものについて、農地としての証明をすることができる」を追加いたしました。

同じく第2項に 下線部「農地証明の申請は、農地証明願(様式11)を提出することにより行うものとする。」「農地証明については、農地証明願(様式11)により行うものとする。」を追加いたしました。

第3項に 下線部「及び農地証明」を追加いたしました。

43ページをご覧ください。

改正前の第17(書証明に係る申請書等の様式等)について

下線部「(1)その土地の現況が農地であることの証明 農地証明願

<p>議 事 局 長</p>	<p>(様式 11) を削除し、併せて(2)から(5)の番号を(1)から(4)に訂正しました。</p> <p>なお、実務にあたって補足説明資料 2「農地証明の手引き」もあわせて配布させていただきましたので、よろしくお願いいたします。 報告事項は以上でございます。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p> <p>次回の定例総会は、令和 4 年 8 月 1 2 日金曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、8 月 9 日火曜日の予定です。 調査委員は、4 番井上委員、5 番今野委員にお願いしたいと思います。 件数が多い場合などは次の方にもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 農業委員と農地利用最適化推進委員には先に案内させていただきました農地パトロールの説明会についてです。 7 月 2 6 日火曜日午後 3 時 3 0 分より市役所 1 1 階大会議室で開催予定です。 以上で連絡事項を終了いたします。</p>
<p>議 事 局 長</p>	<p>次に、7 のその他について事務局よりお願いします。</p> <p>農林部長より農業情勢等について説明を行った。</p> <p>他に皆さんからありませんか</p>
<p>議 事 局 長</p>	<p>何もなければ、これで第 2 7 回総会を終了します。ご苦勞様でした。</p> <p>(閉会午後 2 時 5 0 分)</p> <p>以下空白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

[Redacted]

議事録署名委員

[Redacted]

議事録署名委員

[Redacted]